

## 高度安全機械等導入支援補助金

所定の建設機械に厚労省指定の安全装置を取り付けることで補助を受けられる制度です。

安全装置を取り付けると1機械あたり最大100万円の補助が受けられます。

対象となる機械は下記の3機種になり、対象となる申請者は①中小企業等であること。

②建設業許可を取得していること。申請に当たっては建災防本部のホームページからWeb登録をする必要があり、本年5月10日から令和6年1月24日までが登録期間になっています。



### ●申請方法

詳しくは建災防本部ホームページをご覧ください。

<https://kensaibou.or.jp/>

### ●問い合わせ先

建災防 高度安全機械導入支援補助金事務センター ☎03-6275-1085

## 労働災害の現状と対策発刊

例年発行されている前年の神奈川県下の建設業労働災害の発生状況をまとめた「神奈川県下における建設業の労働災害の現状と対策」の小冊子を本年も発刊しました。

災害のデータは神奈川労働局発行の同書と

同じものですが、建災防版は神奈川支部独自の取り組みとしての3つの運動「セーフティリボン運動」「3分KY運動」「安全行動宣言運動」を核とした「かながわ安全強靱化計画」を紹介しています。また、参考資料として、本支部ニュースで特集した「今年から来年にかけて建設業に係る法令改正」「熱中症関係情報」「全国建設業労災互助会」などを掲載しています。



## テールゲートリフター操作特別教育

事務局にテールゲートリフターの操作に係る特別教育についての問い合わせを複数いただいております。これはトラックの荷台の後方で、荷を油圧により積み卸す機構が設置されている車両において、当該テールゲートリフターを操作する者に対して、労働安全衛生規則第36条に定められた特別教育（学科教育4時間、実技教育2時間）を行わないといけないというものです。

法令改正により、令和6年2月1日以降適用され、教育機関としては陸上貨物運送事業労働災害防止協会において6月以降テキストを販売し、実施する見込みです。

（ただし、学科教育のみ）

陸災防神奈川支部 045-472-1818

※建災防神奈川支部ではこの特別教育は予定しておりません



# 建災防神奈川支部ニュース

No.566 令和5年6月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

## 令和5年度「全国安全週間」を迎えるに当たって



### 黒田 憲一

建設業労働災害防止協会  
神奈川支部 支部長

近年、建設業を取り巻く環境は、働き方改革の推進、建設従事者の高齢化の進展、担い手の確保・育成など、様々な課題が山積する状況にあります。また、地球温暖化の影響から台風や集中豪雨による大規模な被害が各地で頻発しており、被災地での迅速な道路の啓開や復旧・復興工事、あるいは防災・減災のための工事やライフラインの点検・整備など、建設業が担う役割は一層重要なものになっています。

一方、建設業界は近年増加している高年齢者の対策、今後増加が見込まれる外国人労働者対策をはじめとする就業構造の変化及び働き方への対応が求められています。

そのような情勢の中で、神奈川支部会員をはじめとする関係各位の弛まぬご尽力により、建設業における労働災害は長期的には減少傾向にあり、昨年の建設業における県内の労働災害による死亡者数は9人と前年より12人減少、一桁を達成することができました。

さらに死傷者数は、新型コロナウイルス感染症によるものを除く数字ではありますが、702人となり、5か年計画の目標値には届きませんでした。これは神奈川県における建設業での死傷者数としては過去最小数を更新したものです。

一方で、死亡者のうち4人は墜落・転落によるもので死亡災害の約44%を占めており、今後も引き続き「墜落・転落」災害防止の取り組み強化を図らねばなりません。

建災防本部において、国の第14次労働災害防止計画の動向を踏まえて、令和5年度から令和9年度を期間とする第9次建設業労働災害防止5か年計画（第9次計画）が策定されましたが、当神奈川支部では、建設業で働く仲間がこれ以上悲惨な労働災害に遭うことがないように、第9次計画に併せて、墜落・転落災害の撲滅を図り、さらにこれまで神奈川支部独自で取り組んできた「セーフティリボン運動」「3分KY運動」「安全行動宣言運動」の3つの運動をさらに進化させ展開していくことを骨子とした「かながわ安全強靱化計画」を今般策定し、6月2日の代議員会をスタートラインとして展開することといたしました。

そういった中で本年も全国安全週間を迎えることとなりますが、今年のスローガンは「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」です。

ご紹介した3つの運動は、管理者、監督者のみならず、作業員も含めたみんなが意識を高め、不安全行動をなくし、ゼロ災職場を達成させることの一助になるものと言えます。

神奈川支部のホームページ、あるいは毎年発行する「労働災害の現状と対策」神奈川支部版※等でご紹介しておりますので、是非ともご参照いただければと思います。

建設業で働く者すべてが安全・安心に働くことができますように、神奈川支部の活動により一層のご理解、ご協力をいただきたいと思います。

※神奈川労働局版には掲載されていません。



## 支部行事予定

### 本部理事会、総代会

時：6月7日 14:05  
所：東京プリンスホテル

### 運営委員会

時：6月15日 15:00  
所：建設会館講堂

### 木建協正副会長会議

時：6月16日 16:00  
所：建設会館講堂控室

### 木建協総会

時：6月29日 15:00  
所：建設会館講堂

### 正副運営委員長・部会長会議

時：7月7日 16:00  
所：建設会館411会議室

### 正副支部長・分会長会議

時：7月21日 15:20  
所：ロイヤルホールヨコハマ

### 神奈川労働局との情報交換会

時：7月21日 16:00  
所：ロイヤルホールヨコハマ

### 安全指導者研修（含木建）

時：8月31日 13:30  
所：関内ホール小ホール

# 令和5年度（第96回）全国安全週間にむけて



## 木塚 欽也

神奈川労働局  
局長

建設業労働災害防止協会神奈川支部はじめ会員事業場の皆様には、平素から労働安全衛生行政の運営に多大なる御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「**全国安全週間**」は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎えることとなりました。

この間、労使が協調して労働災害防止対策を展開し、その努力により労働災害は長期的には減少しているところではありますが、全国を見ると、休業4日以上<sup>※</sup>の死傷災害において、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となりつつあります。

一方、昨年の神奈川県内の建設業の労働災害の発生状況は、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと、休業4日以上<sup>※</sup>の**死傷者数702人**、**死者数8人**となり、特に死傷者数は、皆様のご協力もあり過去最少となりました。

しかし、本年令和5年に入り、神奈川県内の建設業における**死亡災害が急増**しており、これに歯止めをかけるためにも、さらに強力な労働災害発生防止対策を推進することが必要であります。

このような状況で、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、新たに策定しました第14次労働災害防止計画（神奈川計画）に基づく施策の着実な推進などの不断の努力が必要であり、特に初年度となる本年度においては、労使一丸となった取組が必要です。

このため、本年度の全国安全週間は、「**高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災**

### 職場

をスローガンに、6月を準備期間、7月1日から7月7日までを本週間として実施されます。

本年度の全国安全週間実施要綱では、建設業における労働災害防止対策として

- ① 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- ② 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- ③ 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- ④ 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- ⑤ 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ⑥ 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置等が実施事項として挙げられているほか、業種横断的な労働災害防止対策として、

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- ② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- ③ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）等が挙げられています。

貴事業場におかれましては、本年度の全国安全週間及び準備期間において、上記実施事項の積極的な取組を推進していただきますようよろしくお願い申し上げます。

**労働保険のお知らせ**

令和5年度・労働保険（労災保険・雇用保険）の  
年度更新期間は  
**6月1日（木）～7月10日（月）**です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。・・・早目にご準備を。  
労働保険の申請は便利な電子申請で！

お問い合わせは、 神奈川労働局総務部労働保険徴収課  
適用第1係、第2係、第3係 電話045-650-2803

## ☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川労働局 令和5年4月末現在

年	署	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本年		19	3	16	19	9	35	15	15	8	19	8	22	188
				(1)	(1)		(2)						(1)	5
前年		9	4	24	12	14	39	9	17	21	16	14	25	204
						(1)								1

(注) 労働者死傷病報告による、( )内は死亡者数である。

## ☆死亡災害発生状況☆

令和5年5月24日現在

業種	年	死亡災害把握数			死亡災害件数		
		本年 (令和5年)	前年同期 (令和4年)	前々年同期 (令和3年)	令和4年 暫定値	令和3年	令和2年
製造業		1		4	2	8	5 (1)
建設業		5	2	7 (1)	9 (1)	21 (2)	14 (3)
交通運輸業							
陸上貨物運送事業		1	1	1	5 (1)	2	5 (2)
港湾荷役業							
商業			3 (1)	1 (1)	6 (2)	3 (2)	1 (1)
清掃・と畜業		2	2		4	1	6 (2)
その他		2	1 (1)	5 (1)	3 (2)	14 (5)	6 (1)
合計		11	9 (2)	18 (3)	29 (6)	49 (9)	37 (10)

(注) 死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、( )は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

## ☆死亡災害の概要☆

令和5年5月24日現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業規模 年齢	起因物 事故の型	発生概要
1	2月 8時頃	その他の建設工事業 ～9人 65～69歳	荷姿の物 飛来、落下	工場内の配管工事現場で、交換用ボルト・ナット約30kgを繊維製道具袋に詰め、ホイストでつり上げ中、約15mの高さで袋の持ち手紐が破断して袋が落下し、下の地面で次のつり荷を準備していた被災者の頭に当たった。(元請)
2	2月 16時頃	土木工事業 ～9人 60～64歳	掘削用機械 墜落、転落	河川工事現場で、ドラグ・ショベルを運転し、残土を詰めたフレキシブルコンテナバッグ2個を吊って旋回中に、川岸の仮設道路から約3m下の川底に車両ごと墜落した。(1次下請)
3	3月 14時頃	建築工事業 100～299人 20～24歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	ビル新築工事現場で、基礎杭の杭頭の計測のため、杭頭までドラグ・ショベルで穴を掘り、その穴に下りて杭頭の上に残る土をスコップで払い落とし中、掘削面が土砂崩壊した。(元請)
4	3月 16時頃	建築工事業 30～49人 80～84歳	トラック 交通事故(道路)	ビル新築工事現場で、型枠材搬入を終えたトラックの運転者が降車中に、警備員が下り坂の輪止めを外したため無人で動き出し市道に出た。運転者は警備員2名とともに車の前で押し止め中に転倒し、前輪にひかれた。(2次下請)
5	3月 12時頃	土木工事業 10～29人 75～79歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	道路に埋設された下水管の交換工事現場で、古い下水管を撤去後の深さ1.3m、幅1.1m、長さ9mの掘削溝に下りてスコップで掘削中、掘削面が土砂崩壊した。(1次下請)

かながわ安全強靱化計画 (2023.6.2~2028.3.31)  
 ~kanagawa Safety Resilience~

計画期間における目標

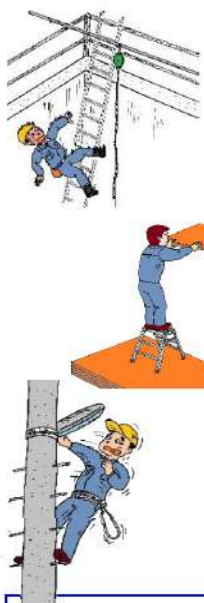
アウトプット指標

- ① 墜落、転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- ② 3つの運動にかかる※Safety 1、Safety 2実施事業場の割合を増加させる。

アウトカム指標

- ① 計画期間中の墜落、転落災害による死亡災害を年間ゼロとし、平均発生件数を4件以下とする。
- ② 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を11件以下とする。
- ③ 計画期間中の死傷災害の発生件数を、667件以下とする。

墜落、転落災害の撲滅



建設業における死亡災害のうち、最も災害の多いのは「墜落、転落」で、約4割を占めます。墜落転落による災害防止のため以下の項目を重点に進めてください。

- 1 安全な作業床の設置
- 2 事業者が指名した点検者により、その日の作業開始前に手すりなどの「足場用墜落防止設備」の点検と、異常を認めるときは、直ちに補修することを徹底する。
- 3 各種足場では「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省)に基づく対策の実施
- 4 低層住宅建築工事等では、「足場先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省)に基づく対策の実施
- 5 高所作業時における墜落制止用器具は原則としてフルハーネス型を使用する。



セーフティリボン運動

セーフティリボン運動とは、作業員一人ひとりの視線により危険の見え方を展開することである。現場管理者、安全指導者、各作業員等により以下のSafetyを基準に実施するものです。



Safety 1 事業者、現場管理者による実施  
 Safety 2 職長、作業員による実施

そのヒヤリハット見逃すな!



3分KY運動

3分KY運動とは、墜落、通常現場で行われているKYに加え、過去の災害事例によるイラスト等を参照し、作業員一人一人が参加して災害の原因、その対策について考察することによって同種の災害の発生を抑制するとともに、KY活動の活性化を促し、個々の安全意識の高揚をはかることによって不安全行動を防止するものであり、以下のSafetyを基準に実施するものです。



Safety 1 支部HPの参考資料による実施  
 Safety 2 ヒヤリハット事例等により実施

安全行動宣言運動

安全強靱化宣言運動とは、それぞれの組織(事業所、建設現場、専門工事業者、分会など)において、組織の長(代表者、現場監督者、職長・安全責任者、分会長など)が、現在神奈川県支部で取り組んでいる運動に加え、それぞれの組織で最重点とすべき課題の対策に対応した目標等を安全行動宣言として表明し、それを作業員一人ひとりに周知することによって、組織における設備環境の安全化、個々の安全意識の高揚をはかるものです。



Safety 1 事業者、現場管理者による宣言  
 Safety 2 各業者の職長、安責による宣言

※Safety 1 Safety 2 はどちらが上という概念ではありません。また、E.Hollnagel氏の提唱する概念と必ずしも一致するものではありません。

令和5年度第一回理事会を開催



5月23日に建設会館講堂に於いて第一回理事会が開催されました。

審議されたのは①令和4年度の事業報告承認に関する件、②令和4年度決算報告承認に関する件、③令和5年度の事業計画(案)承認に関する件、④令和5年度収支予算(案)承認に関する件、⑤神奈川支部版労働災害防止計画(案)承認に関する件で、提案された原案どおり承認されました。

来賓には神奈川労働局に今年の4月新たに着任された加納圭吾労働基準部長、畑野俊健康課長、大須賀徹地方産業安全専門官が列席し、祝辞並びに労働災害の発生状況のご説明をいただきました。



黒田支部長が欠席のため、池田副支部長が代理として冒頭の挨拶を行い、昨年の建設業における県内の労働災害による死亡者数が9人と一桁を達成することができ、さらに死傷者数は、新型コロナウイルス感染症によるものを除いた上で702人と神奈川県の建設業での死傷者数として過去最低数を更新した反面、今年に入って2月から3月の2か月間で、5件もの死亡災害が発生している状況を紹介しました。

さらに、情勢において労働基準部長名で緊急要請を受けたことに触れ、その内容を紹介しました。(緊急要請は5月号で掲載)

令和4年度の事業報告での特徴は、新型コロナウイルス感染防止の影響が残り、各種研修会やパトロールの活動はまだ本来の状況ではないが、教育関係については、石綿作業主任者技能講習及び一般建築物石綿含有建材調査者講習の需要に対応

して多く開催した反面、フルハーネスの特別教育が半減したということです。

また、令和5年度の事業計画は、技能講習等の資格制度の広報活動、労働災害防止対策として足場、はしご等からの墜落・転落防止、墜落制止用器具の適切な使用、熱中症予防対策などですが、新たな労働災害防止計画のスタートとなる年なので、これまで神奈川支部独自で行ってきた3つの運動について継続性を持たせるため、3つの運動と建設業における重点である墜落、転落災害の撲滅をセットにして「かながわ安全強靱化計画」の実施について提案を行いました。



(内容の概要は6頁に掲載) 議案の審議の後、加納労働基準部長から挨拶をいただきましたが、昨年の県内の建設業の死亡災害の発生状況を踏まえ、「支部の推進する3つの運動であるセーフティリボン運動、3分KY運動、安全行動宣言運動、のさらなる展開により、本年の死亡災害の増加に歯止めをかけ、労働災害のさらなる減少へ向けた取り組みをお願いします」と支部のこれまでの活動について評価し、さらに、新たに策定されたという第14次労働災害防止計画の神奈川計画の内容について「重点業種の一つとして建設業を定め、令和9年度までに年間の死亡災害を7人以下とする目標を立てた。その計画の中で建設業において未だに死亡災害の4割を占める墜落・転落災害防止対策、熱中症や騒音障害を防止のための健康障害防止対策に重点的に取り組むこととしている。」と説明し、そのほか、「転倒災害、高齢労働者の労働災害防止対策等の取り組み、建設業における時間外労働の上限規制、時間外・休日労働の削減をはじめ働き方改革の取り組みの一層の推進を」と協力を求めました。



建設業の安全衛生対策の推進について

日頃から労働基準行政の推進につき御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。また、建設業における労働災害防止対策に関し、貴支部が日々、弛まぬ努力を継続していることについて敬意を表します。

神奈川県内の建設業における死亡災害発生状況を見ると、令和4年の死亡者数は9人となっており、近年でも突出した人数となった令和3年の21人と比べ減少したものの、令和2年以前の水準にとどまるほか、全産業に占める割合は死亡者数のうちの3割を占め、依然として高い状況が継続しています。

一方、死傷労働災害の被災者数は、令和4年は833人となり、令和3年の814人から微増した状況となっています(※)。

建設業における労働災害防止対策について、以前より、労働安全衛生法に基づく対策の徹底、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(建設職人基本法)に基づく措置の確かな実施、自主的な安全衛生活動の促進等を図ることにより、建設業における安全衛生対策を推進してきたところですが、労働災害のなお一層の減少に向けて、労働災害防止対策を更に推進することが求められています。

このような中、厚生労働省においては、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする第14次労働災害防止計画(14次防)が令和5年3月27日に策定されるとともに、「令和5年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」が定められました。

また、当局においても神奈川県における同計画を策定し、より一層の労働災害防止対策を推進してまいります。

つきましては、14次防の初年度たる本年度を迎えるにあたり、特に下記につき安全衛生対策の取り組みを強化されるよう、貴支部に要請するとともに、貴会員事業場に取り組みの強化について周知いただくよう重ねてお願いいたします。(※新型コロナウイルス感染症によるものを除くと令和4年の死傷者数は702人、令和3年は776人となる。)

記

1 「令和5年度における建設業の安全衛生対策の推進について(令和5年3月31日付け基安発0331第5号、基安発第2号、基安化発第1号厚生労働省安全衛生部安全課長、労働衛生課長及び化学物質対策課長連名通達)」の別添「令和5年度における建設業の安全衛生対策の推進にかかる留意事項」の各項目

2 当局が後援する「3つの矢」(セーフティリボン運動、3分KY及び安全宣言行動運動)の取組

以下は「令和5年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)」の抜粋です。全文は本部、神奈川支部のホームページに掲載しています。それぞれの対策の詳細については直接神奈川労働局労働基準安全課または県内労働基準監督署安全担当部署にご照会ください。

I 労働者の安全確保のための対策

(1) 足場等からの墜落・転落防止対策

建設業における死亡災害のうち、墜落・転落災害が約4割を占めていることから、墜落・転落災害防止対策の充実強化のため、一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名の義務化などを内容とする改正労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)が公布され、今後「手すり先行工法に関するガイドライン」が改正予定である。

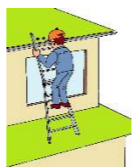
これら改正内容を含む墜落・転落災害防止に係る安衛則の遵守の徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落災害を防止するために「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」等の措置を適切に講ずること。



併せて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組むこと。

(2) はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

建設業における墜落・転落災害による死傷者数のうち、はしご・脚立からの墜落・転落が約3割と最も多くなっているため、「リーフレット「はしごを使う前に/脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」に基づく措置を適切に講ずること。



特に、脚立からの墜落・転落については、令和4年に6件の死亡災害が生じており(※)、その全ての事案において、被災者は、保護帽(ヘルメット)を未着用又は墜落時に脱げた状態であったことから、労働者に脚立を使用させる場合には、適正な保護帽の着用を確認すること。

(※令和5年3月速報時点、脚立から脚立を設置する地面に落ちた事案のみで不安定な高所で脚立を使用し、高所から落ちた事案は含まない)

(3) 墜落制止用器具の適切な使用

フルハーネス型墜落制止用器具の使用について「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づく措置を適切に講じるとともに、「墜落制止用器具の規格」に適合した墜落制止用器具の使用を徹底すること。

(4) 建設工事の現場等における荷役災害防止対策

リーフレット「荷役作業の安全確保が急務です!」に示す取組を実施する等により、建設工事の現場等における荷役災害防止対策を適切に講ずること。

(5) 転倒災害の防止

転倒災害は労働災害のうち最も多い災害の型であ

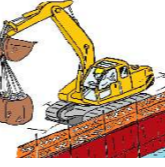
るため、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえ、厚生労働省によりリーフレット等別途示されるので、これに基づき、転倒災害防止のための職場環境の改善や労働者の身体機能の維持向上に取り組むこと。

(6) 交通労働災害防止対策

(7) 建設工事の現場等で交通誘導に従事する労働者の安全確保

(8) 車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策

車両系建設機械を運転中に当該機械と一緒に墜落・転落し、運転者が死亡した災害が令和4年に6件発生している(※)。



全ての災害が不安定な場所から崖下、河川、調整池等に墜落・転落したものであることから、労働者に車両系建設機械を使用させる場合は、安衛則に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、転倒又は転落により労働者に危険が生じるおそれのある場合は、誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講ずること。

※令和5年3月速報時点。

(9) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

(10) 高齢労働者等の労働災害の防止

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進めること。

(11) 外国人労働者に対する労働災害防止対策

外国人労働者に対する安全衛生教育を行う場合には、外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等を作成し、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法で実施すること。

なお、「職場のあんぜんサイト」及び厚生労働省ホームページにおいて、その教材等を公表している。

また、外国人労働者が労働災害に被災した場合に労働者死傷病報告を提出する際、被災労働者の国籍・地域及び在留資格を、在留カード等により確認し、記入すること。

(12) 一人親方等の安全衛生対策

(13) 自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策

(14) 伐木等作業の安全対策

伐木等作業を行う場合にあっては、集団指導、安全対策講習会等への参加に留意するとともに、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等に基づいた伐木作業等における安全対策を適切に講ずること。

(15) 安全な建設機械の普及

建設機械による災害を防止するためには、近年の技術の進展に伴い開発されている事故防止技術の活用が重要であることから、特に、中小建設事業者等において、「高度安全機械等導入支援補助金」の活用等を積極的に検討すること。

(16) 建設工事関係者連絡会議の運営等

(17) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

II 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

(1) 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進

建設業においても精神障害が多く発生しているが、建設業の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組割合が47.0%(令和3年)と低調であることから、ストレスチェック制度の実施を徹底するとともに、建災防とも連携して、建設工事の現場等におけるメンタルヘルス対策を適切に講ずること。

(2) 熱中症対策

事業者等は、「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。



併せて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知すること。

また、労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行うこと。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出ること。

(3) じん肺予防対策

(4) 騒音障害防止対策

建設業においては、ずい道工事や土木工事に従事していた労働者などに依然として騒音性難聴の発生がみられることから、今年改正が予定されている「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき屋内作業場に限らず、騒音レベルの把握とその結果に応じた騒音ばく露防止対策、健康診断、労働衛生教育等に取り組むこと。

(5) 化学物質による健康障害防止対策

建設業においても、塗装や作業に使用する製剤など多くの化学物質を用いていることから使用前にラ

ベル・SDSを確認し、その情報に基づき、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を講ずること。

また、特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底を図るため、作業主任者等に必要に応じ能力向上教育等を行うこと。さらに、保護具を着用する作業現場においては、改正省令の施行前ではあるが、店社ごとに化学物質管理者、保護具着用管理責任者の養成に留意すること。

鉛、六価クロム、PCB等の有害物は上塗りから下塗りまでの塗膜に含有しうることにも留意し、有害物の含有状況や作業内容に応じて適切なばく露防止対策(剥離剤等作業で使用する保護具の着用も含む。)を講ずること。

研磨材の吹き付けや研磨材を用いた手持ち式動力工具による鋼構造物の研磨等においては、塗膜中の有害物の有無にかかわらず、粉じん障害防止規則に基づき、労働者に対して、呼吸用保護具を使用させる等の措置を講ずること。

作業員に対して、ラベル等により作業に用いる化学物質の危険性・有害性や適切な保護具の使用について周知すること。

(6) 石綿健康障害予防対策

改正後の石綿障害予防規則に基づき、解体・改修工事前の石綿含有の有無の事前調査、石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果等の報告、写真等による作業の実施状況の記録の作成及び保存などの措置を徹底するとともに、令和5年10月1日から着工される(工作物については、令和8年1月1日)建築物等の事前調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせることが義務付けられることから、建築物石綿含有建材調査者講習の受講を計画的に行うこと。



(7) 危険有害な作業を行う場合に請け負わせる一人親方等への措置

請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者が義務付ける改正省令が令和5年4月1日より施行されるため、改正内容について、理解を進めるとともに、同改正で保護対象となる一人親方等に適切に周知すること。

(8) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

III その他の安全衛生に係る対策

- (1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- (2) 建設業における安全衛生教育の推進
- (3) 各種ガイドライン等に基づく安全衛生対策の推進